

資料 1

練馬区国民保護協議会について

1 目的

区市町村の国民保護措置に関して住民の意見を求め、当該措置に関する施策を総合的に推進すること。

2 所掌事項

国民保護計画を作成または変更するときに、区長の諮問に応じて同計画を審議し、意見を述べる。

国民の保護のための措置に関する重要事項に関し、区長の諮問に応じて重要事項を審議し、意見を述べる。

3 運営

協議会の会議は会長（区長）が招集し、議長となる。

協議会の幹事を設置し、幹事は委員を補佐する。

4 根拠規定

国民保護法第 39 条、同法第 40 条、練馬区国民保護協議会条例（裏面参照）

5 その他

区の国民保護計画は、平成 16 年 9 月 17 日付け総務省消防長官通知により、区市町村については平成 18 年度に作成することが求められている。

練馬区国民保護協議会条例

平成18年3月20日

練馬区条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、練馬区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員および専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。